

岸和田市貝塚市斎場整備運営事業

事業者選定基準

令和 4 年 7 月

岸和田市

目 次

1	事業者選定基準の位置付け	1
2	審査の概要	1
	（1）審査体制	1
	（2）審査方法	1
	（3）審査の手順	2
3	審査基準	3
	（1）資格審査	3
	（2）提案審査	3
4	優先交渉権者の決定	8
5	参加者が1 者の場合の取り扱い	8

1 事業者選定基準の位置付け

岸和田市貝塚市斎場整備運営事業事業者選定基準（以下「本事業者選定基準」という。）は、岸和田市（以下「市」という。）が岸和田市貝塚市斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）の事業者を選定するにあたって、最優秀提案者を客観的に選定するための方法、手順、評価基準等を示したものであり、募集要項等と一体のものとして扱うものとする。

2 審査の概要

（１）審査体制

最優秀提案者を選定するにあたり、学識経験者等で構成する「岸和田市貝塚市斎場整備運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審議を経るものとする。

選定委員会は、提案内容について本事業者選定基準に定める審査基準に基づき評価を行い、最優秀提案者を選定する。市は、この結果を踏まえ、本事業の優先交渉権者を決定する。

選定委員会の会議及び会議録は、非公開とする。

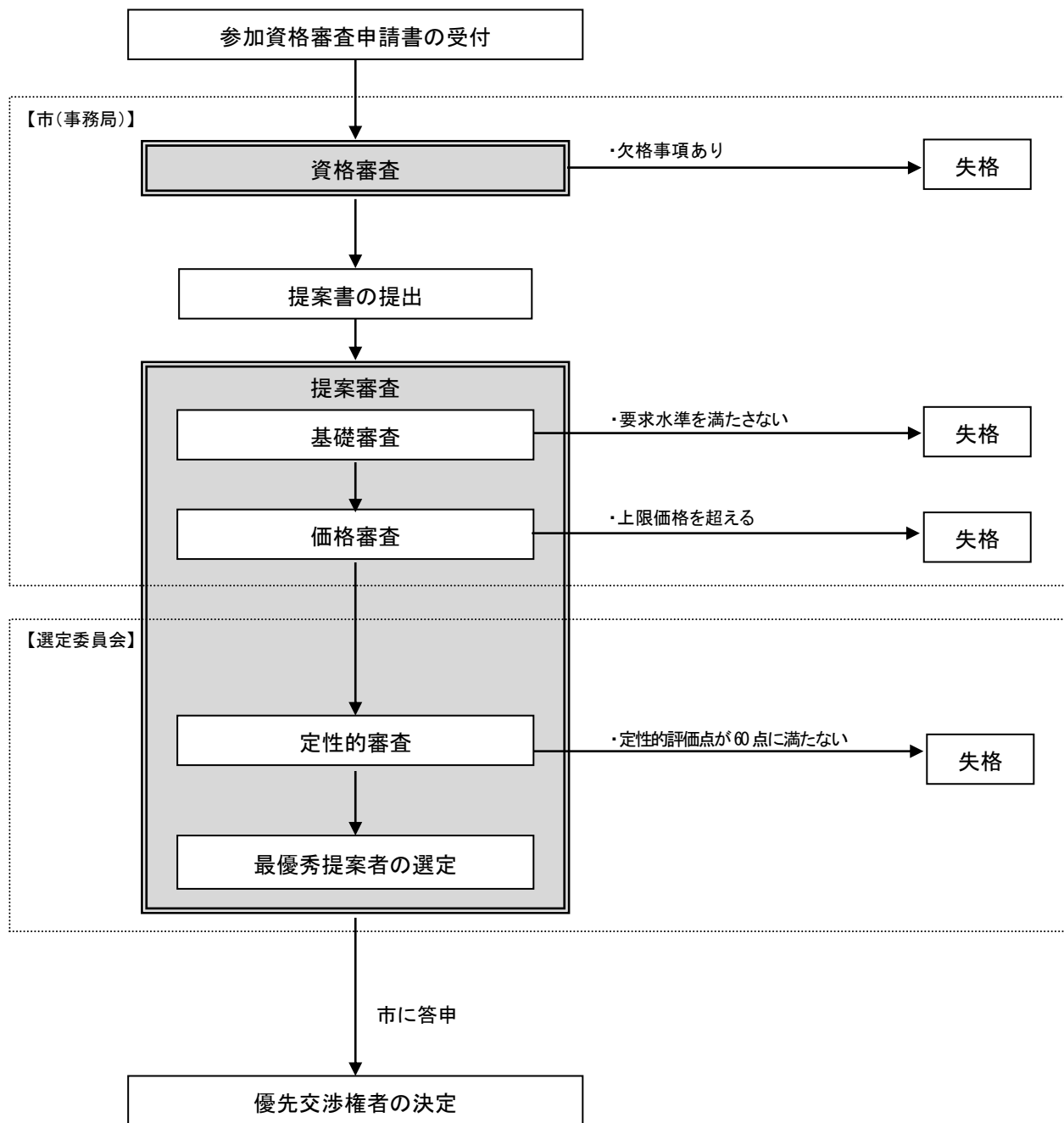
（２）審査方法

本事業を実施する事業者の選定方法は、応募者からの提案書の内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

審査の方法は、「資格審査」と「提案審査」による２段階で実施する。資格審査は、応募者の参加資格要件の適否について審査する。提案審査は、「基礎審査」、「価格審査」及び「定性的審査」により行う。まず、基礎審査において、提案内容等が要求水準を満たしているか否かについて審査する。次に、価格審査において提案価格が上限価格を超えていないことを確認する。最後に、定性的審査において提案内容の評価を行い、定性的評価点（満点 100 点）を算出する。

(3) 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。



3 審査基準

(1) 資格審査

募集要項において示す応募者の備えるべき参加資格要件の適否について、市が審査を行う。なお、審査の結果、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 提案審査

1) 基礎審査

提案書の内容について、市が審査を行う。要求水準書に示す水準を明らかに達成していない場合は失格とする。

2) 価格審査

提案価格が上限価格を超えていないことを市が確認する。提案価格が上限価格を超える場合（上限価格の内訳の施設整備費又は維持管理運営費が、次の金額を超える場合を含む）は失格とする。上限価格は次のとおりである。

上限価格（消費税含まず）	4,672,550,000 円
うち、施設整備費	2,988,691,000 円
うち、維持管理運営費	1,683,859,000 円

3) 定性的審査

提案書の内容について、4 頁、5 頁の表【審査項目、評価の視点と配点】に基づき、選定委員会が審査を行う。

定性的審査基準は、4 頁の【定性的審査基準】に示す 5 段階によるものとし、各選定委員が個別に評価を行う。

定性的評価点については、各選定委員の評価点の平均値を得点として採用する。平均値は小数点第 3 位以下を四捨五入し、小数点第 2 位まで算出するものとする。

定性的評価点が 60 点に満たない場合は失格とする。

なお、提案内容の確認のため、基礎審査及び価格審査を通過した応募者を対象にしてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

4) 最優秀提案者の選定

定性的評価点を算出し、順位付けを行い、定性的評価点が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。

定性的評価点の最も高い提案者が 2 者以上ある場合は、提案価格の金額が最も安価な提案者を最優秀提案者として選定する。提案価格が同額の場合は、表【審査項目、評価の視点と配点】における「2 施設整備に関する項目」の点数が最も多い提案者を最優秀提案者として選定する。

【定性的審査基準】

評価区分	評価基準	採点
A	提案内容が優れている	配点×1.0
B	提案内容がやや優れている	配点×0.8
C	提案内容が標準的	配点×0.6
D	提案内容がやや劣っている	配点×0.4
E	提案内容が劣っている	配点×0.2

【審査項目、評価の視点と配点】

配点	審査項目		評価の視点	
1 事業実施に関する項目				
10 点	(1) 実施方針・実施体制	5 点	・実施方針	3 点
			・実施体制	2 点
	(2) リスク対応	1 点	・リスク管理方針	1 点
	(3) 地域貢献	4 点	・地域との連携	1 点
			・地元企業の活用等	3 点
2 施設整備に関する項目				
50 点	(1) 基本・実施設計	30 点	・設計、建設及び火葬炉整備に関する基本的な考え方	2 点
			・施設整備体制	2 点
			・配置計画、動線計画	3 点
			・造成計画	2 点
			・仮設計画	1 点
			・施設整備計画	4 点
			・デザイン、外構計画	10 点
			・維持管理運営への配慮	3 点
			・ユニバーサルデザイン	3 点
	(2) 火葬炉設備計画	6 点	・火葬炉の性能	2 点
			・安全性、運転操作性	2 点
			・更新性	2 点
	(3) 建設工事	8 点	・施工計画	2 点
			・安全確保	2 点

			・ 確実な工程、工期短縮	2 点
			・ 周辺地域や斎場利用者への配慮	2 点
	(4) 解体設計・工事	2 点	・ 解体設計・工事、確実な工程	2 点
	(5) 環境への配慮	4 点	・ 施設整備、火葬炉設備における環境への配慮	4 点
3 維持管理に関する項目				
17 点	(1) 実施体制	3 点	・ 維持管理体制	3 点
	(2) 維持管理計画	14 点	・ 施設及び設備性能の維持	3 点
			・ 火葬炉故障時等の対応	2 点
			・ ライフサイクルコストの縮減	5 点
			・ 大規模修繕	2 点
			・ 引継ぎ	2 点
4 運営に関する項目				
17 点	(1) 実施体制	3 点	・ 運営体制	3 点
	(2) 運営計画	14 点	・ 供用開始対応	2 点
			・ 火葬タイムスケジュール	2 点
			・ 事故及びトラブル防止、大規模災害時の対策	2 点
			・ 運営水準の維持及び向上	5 点
			・ エネルギー等使用量の削減	3 点
5 その他の独自の提案				
2 点	(1) その他の独自の提案	2 点	・ その他の独自の優れた提案等	2 点
6 コスト管理				
4 点	(1) 価格積算の妥当性	4 点	・ 価格積算の妥当性	4 点
100 点	配点合計			

【評価ポイント】（参考）

審査項目・評価の視点		評価ポイント
1 事業実施に関する項目		
(1) 実施方針・実施体制		
	実施方針	・本事業の目的や新斎場整備における基本的な考え方（要求水準書8頁参照）を総合的に理解しているか。
	実施体制	・確実な事業実施に向けて各社の役割・責任分担が明確であり、確かな技術力で適切な実施体制が構築されているか。
(2) リスク対応		
	リスク管理方針	・リスクについて適切な認識があり、管理体制、保険等による対応策についての具体的な提案があるか。
(3) 地域貢献		
	地域との連携	・地元住民の活動に対する理解や支援内容が適切か。
	地元企業の活用等	・地元企業の活用や地域の人材雇用など、地域経済の振興に資する提案がなされているか。
2 施設整備に関する項目		
(1) 基本・実施設計		
	設計、建設及び火葬炉整備に関する基本的な考え方	・事業の目的、施設の基本方針、葬儀慣習、敷地条件等を十分に理解した上で提案されているか。
	施設整備体制	・設計、建設及び火葬炉整備の業務実施体制は、各業務の役割・責任分担や実績などに裏付けられた有効な人員配置が構築されているか。
	配置計画、動線計画	・周辺道路からの入退場、施設の配置など、利用者の利便や安全に配慮した動線計画が提案されているか。
	造成計画	・排水、擁壁等に関して、法令等に準拠し、集中豪雨への対応や耐久性等について、適切な造成計画となっているか。
	仮設計画	・既存斎場を運営しながらの建替え、駐車場、六地蔵及び供養塔の存続などを踏まえた、適切な段階的仮設計画となっているか。
	施設整備計画	・利用者数の想定に対して適切な規模の諸室が確保されているか。また、スムーズな葬送の実現や個別性の高い空間、プライバシーの確保、利用者ニーズを踏まえたスペース及び機能を備えた施設として提案されているか。
	デザイン、外構計画	・ランドスケープデザインの考え方を採り入れ、地域の自然や景観になじむとともに、お別れの場にふさわしいやすらぎと品位を持った施設、心安らかに過ごせる空間づくりが提案されているか。また、故人の新たな旅立ちの場所として、厳粛性や静ひつ性のある効果的な空間構成や内装、仕上げ等の室内意匠（デザイン）が提案されているか。 ・駐車台数を増加する提案がされるとともに、斎場にふさわしく、会葬者の快適性に配慮した庭園などの外構整備・緑化計画が提案が示されているか。
	維持管理運営への配慮	・日常の運営や施設及び設備のメンテナンスの容易性など維持管理に対する安全性及び経済性、ライフサイクルコストの軽減などに配慮した具体的な工夫が提案されているか。
	ユニバーサルデザイン	・高齢者や障害者を始め、すべての施設利用者にとって利用しやすく安全な施設及び設備計画が提案されているか。
(2) 火葬炉設備計画		
	火葬炉の性能	・火葬炉の燃焼効率や燃焼温度並びに集塵装置、再燃焼炉のばい煙及び臭気の除去に必要な滞留時間、その他機器は、火葬炉の環境対策として効果的な機能や設備が提案されているか。また、静粛性、振動抑制、燃費、その他火葬炉設備として高い性能を備えているか。

安全性、運転操作性	・トラブル発生時の職員や会葬者の安全性が確保され、機器の異常などトラブルに対応する火葬炉制御システムや適切な排気システム、消防区画等が計画されているか。また、火葬炉の構造及び配置計画は、運転操作や維持管理等に配慮した効果的な提案となっているか。
更新性	・メンテナンスや更新を考慮した適切な火葬炉配置が計画されているか。
(3) 建設工事	
施工計画	・工事に伴う騒音や振動の抑制に配慮した施工計画が提案されているか。
安全確保	・工事期間中における既存斎場の利用者や、墓地利用者等の安全性を確保するための具体的な対策が提案されているか。
確実な工程、工期短縮	・工事工程は適正に計画され、工期短縮が可能な具体的な工夫が提案されているか。
周辺地域や斎場利用者への配慮	・工事期間中における騒音や振動等について、周辺地域や既存斎場の利用者等への影響を低減するための対策がなされているか。
(4) 解体設計・工事	
解体設計・工事、確実な工程	・工事期間中における騒音や振動等について、周辺地域や新斎場の利用者等への影響を最小限に抑えられているか。
(5) 環境への配慮	
施設整備、火葬炉設備における環境への配慮	・脱炭素化に向けた、環境にやさしいエネルギー、資源、マテリアル対策、LCCO ₂ の削減の工夫がなされた建築計画、設備計画が提案されているか。また、周辺環境の保全を図るため、公害対策に配慮した提案が示されているか。
3 維持管理に関する項目	
(1) 実施体制	
維持管理体制	・業務分担と責任の所在が明確な維持管理体制が提案されているか。また、維持管理業務の配置人数や経験及び資格等を有する人材の確保について、適切かつ具体的な提案が示されているか。
(2) 維持管理計画	
施設及び設備性能の維持	・建物、建築設備及び火葬炉の保守管理について、良好な施設水準を保つための具体的な提案が示されているか。また、燃焼状況及び排気ガス成分状況のモニタリングや記録保管は、適切に提案されているか。
火葬炉故障時等の対応	・火葬炉の不具合や故障時の対応について、火葬の継続や原因究明及び復旧等について具体的な提案が示されているか。
ライフサイクルコストの縮減	・建物及び建築設備のトータルコストの縮減策が講じられているか。また、火葬炉設備の長期的かつ計画的な保守及び修繕によって、ライフサイクルコストの縮減につながる提案があるか。
大規模修繕	・事業期間中の大規模修繕を発生させないよう、保守管理の方策等が講じられているか。また、事業期間後まで考慮した長期修繕計画について、具体的かつ妥当性のある提案が示されているか。
引継ぎ	・事業期間終了後、組合もしくは次の事業者へ円滑に業務を引継ぐための具体的かつ効果的な方策が提案されているか。
4 運営に関する項目	
(1) 実施体制	
運営体制	・業務分担と責任の所在が明確な運営体制が提案されているか。また、運営業務の配置人数や経験及び資格等を有する人材の確保について、適切かつ具体的な提案が示されているか。
(2) 運営計画	
供用開始対応	・確実に供用開始し、供用開始当初から適切な運営サービスレベルが確保できるよう、稼働準備が計画されているか。
火葬タイムスケジュール	・適切に運営可能なタイムスケジュールが提案され、火葬件数の増減への対応が提案されているか。

事故及びトラブル防止、大規模災害時の対策	・運営上の事故及びトラブル防止、大規模災害の発生時等について、具体的な対策等が示されているか。また、耐震、免震構造の検討、停電時でも自家発電により一定期間は火葬できる施設として提案されているか。
運営水準の維持及び向上	・会葬者が快適に利用できるよう、感情に配慮しながら、ホスピタリティにあふれたサービスを提供するための工夫が提案されているか。また、セルフモニタリングについて、具体的かつ効果的な提案が示されているか。
エネルギー等使用量の削減	・エネルギー等使用量の削減に努める計画となっており、創意工夫や具体的な対策等が示されているか。
5 その他の独自の提案	
(1) その他の独自の提案	
その他の独自の優れた提案等	・今後の火葬件数の増減や市民の葬送ニーズの多様化等に対応するなど、先進的で適切な提案があるか。その他、評価の視点及び評価ポイントで示されていない独自の優れた提案が示されているか。
6 コスト管理	
(1) 価格積算の妥当性	
価格積算の妥当性	・価格積算が妥当と判断できる内容となっているか。

4 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案を行った応募者を優先交渉権者として決定し、その結果を応募者の代表企業に通知するとともに公表する。

市は、優先交渉権者との契約に向けた協議、あるいは契約が成立しなかった場合は、定性的評価点の第2順位の提案者を次点交渉権者とし、契約に向けた協議を行うものとする。なお、次点交渉権者の定性的評価点が同一の場合は、最優秀提案者の選定を定める場合に従うものとする。

5 参加者が1者の場合の取り扱い

参加者が1者のみの場合であっても審査を実施し、定性的評価点が60点以上の場合は、優先交渉権者として決定を行う。